

組合の権利ニュース

発行：2017年6月28日 東海地区私立大学教職員組合連合 **第31号**

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3、401 TEL052-883-6969 FAX052-883-6968

E-mail: hi02-put@roren.net

http://www.roren.net/shidai/

中京女子大・作新学院・大阪産大・吉備国際 決着済み事例、拒否すれば不当労働行為

研究費・研修費は団交事項！

大学教員の個人研究費について

ここ数年、大学教員の個人研究費について様々な制度変更の動きがあります。各大学の個人研究費の制度内容については、毎年発行している「東海地区私大実態調査」をご覧ください。

国立大では、個人研究費の大幅減額が問題となっています。私立大においても、組合がない大学では、個人研究費が年間ゼロ～数万円という大学もあります。また、研究費の一部を採択制にする、科研費申請を研究費交付の条件にする、総額の一部を削減し新研究費制度の原資とする、等々様々な動きがあります。



上記写真は2016年8月私大教研 権利セッションの一幕
小島弁護士と名芸大・医療大・名女大の皆さん

一部理事会？「研究費は団交事項に馴染まない」「研究費は教学事項」

研究費について教授会・教学での議論は、大いにされるべきです。一方、教職員組合にとって個人研究費は教員の労働条件であり、春闘等で増額の要求事項として取り上げられます。

最近、一部の理事会が組合の個人研究費にかかわる団交要求に対し、「通常の労働条件とは異なり協議事項に馴染まない」「個人研究費は教学事項」と主張しています。

これは決着済みの問題です。すなわち、研究費は団体交渉事項です。

組合が労働委員会を活用し獲得した成果を活用しよう！

研究費は団体交渉事項であると記載されている書物は少ないでしょう。私たちの先輩組合員が、団体交渉で要求し、労働委員会を活用し獲得した成果があります。4つの事件を以下に掲載します。

★和解のため大きく扱われていませんが、最初の2つの事件も大きな成果です。

1. 中京女子大学事件—愛知地労委、平成7年7月12日、関与和解成立

和解協定書 (抜粋)

1. 非申立人は、「教員研究費」、「事務職員の昇任・昇格基準の明確化」及び「幼稚園教員の一人年間1回の研修参加費の保障」について、団体交渉に応じる。
2. 申立人、非申立人双方は、誠意をもって団体交渉を行い、信頼関係の確立に努める。

注) 申立人は中京女子大学教職員組合、非申立人は学校法人中京女子大学

2. 作新学院大学事件—栃木地労委、平成4年あっせん、平成4年8月19日 協定書締結

協定書 (抜粋)

教育会(注一学校法人船田教育会)及び組合は、(1)及び(2)の事項について団体交渉事項であることを確認し、誠実に団体交渉を行うものとする。

- (1) 平成4年度ベースアップ及び年間一時金等
- (2) 個人研究費

3. 大阪産業大学事件—大阪地労委、昭和52年救済申立、昭和56年2月27日 命令

【事件概要】

研究・研修費、駐車場の利用等についての団交申入れに対して、団交事項が管理運営事項であることを理由に、また、賃金、一時金の交渉にあたり、交渉人員・交渉担当者などの団交条件が慣行に反すること等を理由として、団交を拒否したことが争われた事件で、妥結した事項以外の事項についての誠意ある団交の実施及び文書手交を命じ、妥結済の賃上げ・一時金に関する団交拒否の禁止については申立てを棄却した。

【命令主文】 1以外の命令は略

- 1 被申立人は、下記事項について、申立人と誠意をもって団体交渉を行わなければならない。
(1) 研究・研修費 (2) 教職員の通勤用自動車の学内駐車場の利用 (3) 入試手当 (4) 週35時間制・週休2日制 (5) 日直制度 (6) 休日振替

4. 吉備国際大学事件—岡山県労委、平成26年救済申立、平成27年7月23日 命令

【事件概要】

被申立人法人が①2012年度春季要求書及び2013年度春季要求書に係る団交申入れに対し、速やかな開催に応じなかったこと、②上記の団交申入れに係る団交において、賃金関係資料等を開示せず、また、人勸準拠を理由として団交に誠実に応じなかったこと、③個人研究費及び旅費を議題とする団交に応じなかったことは不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件である。

岡山県労委は法人に対し、1 申立人組合から団交申入れを受けた場合、速やかに応じること等、2 平成25年度春季要求に関する団交において、主張の根拠となる資料等を提示し、回答の根拠について十分に説明すること、3 上記③の団交に誠実に応じること、4 文書手交等、5 履行報告を命じ、その余の申立てを棄却した。

【命令主文】 命令の1. 2. 4. 5. 6は略

3. 被申立人は、申立人からの個人研究費及び旅費に係る団体交渉の申入れを拒否してはならず、誠意をもって団体交渉に応じなければならない。

●お知らせ⇒私大教連新専門部「法規・争議・組織対策部」が発足し活動しています。権利問題等で困ったことがあれば、ご遠慮なく気楽に相談して下さい。